

< 海技士免許更新手続き > (有効期間の更新)

中部運輸局 海技資格課 (かいぎしかくか)

〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 合同庁舎1号館 ☎052-952-8027

☆必要書類

1. 海技免状更新申請書 (第6号様式) (A4サイズ、厚紙)

※鉛筆で記載してください。

2. 手数料納付書 (1,700円分の収入印紙を貼付)

3. 写真票 及び 写真1枚 (縦3センチ×横2.4センチ 無帽、無背景 6ヶ月以内撮影)

※写真票の例

写真	中部 太郎
	Chubu Taro

←通常の記名

←署名 (サイン)

4. 現有海技免状

※紛失している場合は、船員手帳、自動車運転免許証等の窓口で本人確認できるもの

※紛失している場合は、滅失顛末書

5. 海技士身体検査証明書 (第7号様式)

※申請日前3ヶ月以内に船員法の指定医師により身体検査を受けたもの。

※小型船舶免許を同時更新する場合、小型の身体検査証明書は不要です。

※[身体検査基準](#)を満たすこと

※[船員法の指定医一覧](#)

6. 船舶局無線従事者証明書 (海技士 (航海) で無線資格の確認を希望する方、 海技士 (通信・電子通信) の方)

7. 無線従事者免許証 (海技士 (航海) で無線資格の確認を希望する方、海技士 (通信・電子通信) の方)

8. A~Cのうちいずれかの書類

A. 乗船履歴表 (更新のために必要な乗船履歴のある場合)

※有効期間が満了する日以前5年以内に船舶職員として合計1年以上の乗船履歴、

又は更新を申請する日以前の6月以内に船舶職員として合計3月以上の乗船履歴が必要です。

※船員手帳又は、船員手帳記載事項証明書を必ずご持参ください。

※船員手帳を受有しない方は、直接、運輸局等の窓口にお問い合わせください。

B. 同等業務経験認定書 (同等以上の知識、経験があると運輸局長が認定した場合)

a : 有効期間が満了する日以前5年以内に部員として2年以上の乗船履歴がある方

b : GMDSS船に乗り組んだ航海士等の乗船履歴で、海技士 (電子通信) 免状の更新する方

※船員手帳又は、船員手帳記載事項証明書を必ずご持参ください。

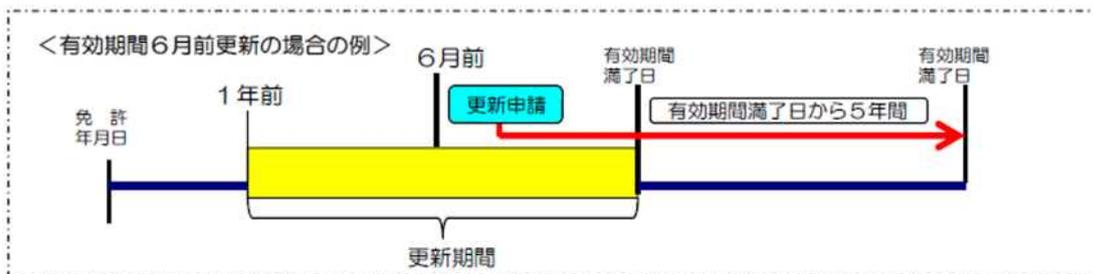
※船員手帳を受有しない方は、直接、運輸局等の窓口にお問い合わせください。

※海技士 (電子通信) を更新する場合、GMDSS船の「船舶検査証書」「船舶検査手帳」「旅客船安全証書」「貨物船安全無線証書」のいずれかの写しを提出してください。なお外国船舶にあっては、「旅客船安全証書」か「貨物船安全無線証書」のどちらかの提出が必要となります。

C. 更新講習修了証明書 (更新講習の課程を修了している場合)

- 注 *上記 1.2.3.5 の申請用紙類は、運輸局及び海事関係窓口のある運輸支局・海事事務所にて無料配付しています。
- *海技免状に付された有効期間の更新は、有効期間が満了する日以前 1 年以内に、運輸局又は運輸支局（海事事務所を含む。）に申請をして下さい。
- *更新日によって延長される有効期間は以下のとおりとなります。
- ・更新日が、有効期間満了日より 6 月前～満了日→有効期間満了日から 5 年間
 - ・更新日が、有効期間満了日より 1 年前～6 月前→更新日から 5 年間

○有効期間満了日より 6 月前～満了日までに更新申請をした場合は、5 年 + α



○有効期間満了日より 1 年前～6 月より前までに更新申請日した場合は、更新日から 5 年



○手続できる日、時間帯

*手続所要時間・・・15～20分程度

平日（月～金〔祝祭日除く〕） 午前9：00～12：00、午後1：00～4：00

※即日交付を希望される者は、遅くとも午後4時までには手続を済ませてください。

午後4時以降に手続された場合は、翌日以降の交付となる場合があります。

その場合、交付免状の郵送を希望される方は郵送料の切手を準備願います。